

松戸市 市役所のあり方・機能等検討業務委託 評価基準

1 評価方法

松戸市 市役所のあり方・機能等検討業務委託事業者選考委員会（以下、「本委員会」という。）運営要領に定める選考委員 6 名を評価者として評価を行い、各委員の採点結果を合計の上、その合計点数が最も高い者を、最優秀提案者とし、次点の者を優秀提案者とする（6 名の配点の合計は、720 点）。

2 評価点の計算方法

評価点は、「業務実績、業務実施体制及び価格点」と「提案点」の合計で計算する。

3 各選考委員への評価点の配分

選考委員一人あたり、120 点を配点し、「業務実績、業務実施体制及び価格点」に 30 点を、提案点に 90 点をそれぞれ配分する。

4 評価点の最も高い者が複数いた場合の処理

各委員の採点結果の合計の最も高い者が複数となった場合には、「提案内容のみの合計点数」が最も高い者を最優秀提案者とする。

上記の処理を行った結果、さらに、「提案内容のみの合計点数」において同点の者が複数となった場合には、当該者のうち見積額が最も低い 1 者を最優秀提案者とする。

さらに、見積額が同額となった場合においては、本委員会において決定する。

5 最低基準点の設定

評価の結果、当該事業者に対する各委員の採点結果の合計が、各選考委員への配点合計の 60 パーセントである 432 点に満たない場合は、応募者が 1 者の場合であっても、最優秀提案者として選考しないものとする。

6 見積価格に係る下限値の設定

提案内容の審査においては、見積価格は評価の 1 基準であり、実績や提案内容も含めた総合的見地から最優秀提案者を判断するものであることから、見積価格に下限値は設けない。但し、提案の内容に比して妥当な価格の提示となっているかについて、各選考委員は、事業者より提出された企画提案書の審査と、プレゼンテーションの場における質疑により、当該提案事業者への確認を行う。